の下に「の種別割」を加え、同項各号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同条第九項中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第十項から第十二項までの規定中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第十三項中「対象区域内自動車（軽自動車」を「対象区域内自動車等（三輪以上の軽自動車」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「第四百四十二条の二」を「第四百四十三条第一項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改める。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項中「この場合において」の下に「、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と」を加え、「とあるのは、「」を「とあるのは「」に改め、同条第四項中「同号」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」に、「においては」を「には」に改め、「この場合において」の下に「、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と」を、「同条第一項第一号中」の下に「「農地法第二条第七項」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」と、」を、「同条第四項中」の下に「「第三百二十七条」とあるのは「第三百二十六条」と、」を加える。

第四条　地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「同項」を「同条第一項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第四項中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」に改め、同条第五項中「本条」を「この条」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十条に次の一項を加える。

4　第一項の場合において、二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び次条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）附則第三十九条第一項又は第四十一条第一項に規定する適用対象期間における平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項に規定する卸売業及び同項に規定する小売業に係る同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算（次条第六項及び第七項において「適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算」という。）について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第一項の規定にかかわらず、二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定を適用する。

附則第十一条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　第一項又は第二項の場合において、二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定を適用する。

附則第十一条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

7　第三項から第五項までの場合において、二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第三項から第五項までの規定にかかわらず、二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定を適用する。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法第四十四条の次に一条を加える改正規定中「道府県民税の所得割」を「個人の道府県民税」に、「市町村民税の所得割の徴収」を「個人の市町村民税の徴収」に、「においては」を「には」に、「所得割の納税義務者」を「市町村民税の納税義務者」に、「の所得割に対する」を「に対する」に、「の所得割の割合」を「の割合」に改める。

第二条中地方税法第七十二条の二十四の七の改正規定を削る。

第二条のうち地方税法第七十二条の五十七の次に二条を加える改正規定中「規定に基づき」の下に「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（事業を行う個人が租税条約の規定に基づき」を加え、「（次条」を「を含む。次条」に改め、「は、当該申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第十二項第一号」の下に「（同法第四十一条の十九の五第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第二条のうち地方税法第三百二十一条の七の十一の次に二条を加える改正規定中「市町村民税の所得割」を「個人の市町村民税」に、「所得割の納税義務者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。次条において同じ。）」を「個人の市町村民税の納税義務者」に、「（同法」を「（所得税法」に改め、「規定に基づき」の下に「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（市町村民税の納税義務者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）が租税条約の規定に基づき」を加え、「（次条」を「を含む。次条」に改め、「は、当該申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第十二項第一号」の下に「（同法第四十一条の十九の五第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加え、「所得割額」を「市町村民税額」に、「所得割を」を「市町村民税を」に、「所得割に」を「市町村民税に」に、「所得割の納税義務者の」を「市町村民税の納税義務者の」に改める。

第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）」を付する。

第七条を削る。

附則第一条第六号中「第九号」を「第九号の二」に改め、「及び第七条」を削り、「第七項及び第九項から第十一項まで」を「第二項及び第四項から第六項まで」に、「、第二十六条並びに第二十九条」を「並びに第二十八条」に改める。

附則第一条第八号を次のように改める。

八　削除

附則第一条第九号中「第九条第九項及び第十項」を「第九条第四項及び第五項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　第二条中地方税法第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二条の二十三第四項並びに第三百二十一条の八第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第四十八条の改正規定（「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分に限る。）並びに附則第七条第四項、第九条第二項及び第十六条第五項の規定　平成三十年四月一日